

研究ノート 島原藩域における朱印について

片山 晴賢

はじめに

長崎県島原市の「肥前島原松平文庫」には各種各様の和書・漢籍が保存されている。寛文九年（一六六九）藩主松平忠房の就封以来、明治の世に至るまで二百余年にわたる『島原藩日記』¹が収蔵されている。七三六冊と膨大な数ではあるが、欠落の月日・巻がある。それは本稿で使用した部分、延宝年間に発生した長崎代官・宇佐八幡宮の事件については、その部分が欠落している。これを補う資料として、明治三年島原藩庁は、藩校稽古館教授渡辺政弼氏を中心に歴代藩主の業績・藩内外の出来事をまとめた漢文体の『深溝世紀』²を編纂している。これで欠落部分を補正した。本稿では溝上慶治氏の『深溝世紀』²（仮名交じり文）を使用した。また、「島原藩域」とは、島原領・豊前・豊後領・天草の預地をさす。

本稿では、この島原藩域における江戸幕府から発給を受けている「朱印状」について、島原藩主松平家の菩提寺瑞雲山本光寺と八幡宮の総本社である宇佐八幡宮について検証したい。なお、宇佐八幡宮関係は『大分県史』³『宇佐神宮史』等を使用させていただいた。また、『島原藩日記』は、『日記』、『深溝世紀』は『世紀』と略して示した。

（付記）本稿は将来、島原本光寺の寺史を記すための準備稿の一環として執筆した概論的な文章であることをご了承願いたい。

一、江戸時代の曹洞宗に於ける寺格について

(一) 宗門寺格

『洞門政要』³によると、

寺格には一、宗門寺格・二、公儀寺格の二種がある。宗門寺格は常恒会地・片法幢会地・隨意会地・法地・平僧地の五階級である。又公儀寺格は、他宗には門跡・五山・十刹・十八檀林等があり、柳宮に於ける待遇に差等がある。然し、曹洞宗には此の種の寺院は、只、柳宮に於ける待遇から見て大略の五種となる。

宗門寺格の五階級はそれぞれ、
 ①常恒会地は、毎年夏冬二回法幢を建て得る寺院のことで五十人の衆僧が必要であった。次の

②片法幢会地とは、毎年夏冬の中の一回法幢を経た寺院をいい、この結制には六十人の衆僧を要している。

③最後に隨意会地は三年目、四年目に一回法幢を建て得る寺院をさし、結制に七十人の衆僧を要した。

本光寺は、この三つの中の〇三に属していた。

その免許状を見ると、関三ヶ寺より「興免牘」⁴とする文章は、

肥前島原城主松平主殿殿累代為宗广瑞雲山本光禪寺者享禄年間大源派下希声英音和尚開山而〇徒領衆播揚宗風且為其封内僧統次宝曆九祀正月願樂其前住

本光徳岩長老隨意会（案）会下称号則為之許可畢然為祝融伽藍為焦土免贖為烏有
見住万明長老痛傷之類諸光條之免贖因茲再興三四歳一会之隨意会並会下号之
免証宜能悠久保護之將亦永平綿密之家訓可嚴紹隆者也

文政十一年戊子年

八月廿二日

龍隱寺 道海 印

大中寺 安山 印

総寧寺 寿山 印

結制海衆須遵先規

專弁道參禪若有恣

意不從憲章者達于

此間受指揮依法可

治罰焉

龍隱寺 道海 印

大中寺 安山 印

総寧寺 寿山 印

肥州嶋原

本光寺

とある。この二つの隨意会地の免許書が関三利より出されている。この内容を見る
と、本光寺二十一世の徳岩堯明和尚が宝暦年間に関三利に許可願いを申請したが、
二十六世大栄万明和尚まで七十余年を経て許可になって、格地（案）となった例である。
『洞門政要』⁵⁾に、文政五年以後免許の法幢地を示す表に、

肥前本高寺（案）文政十一年八月廿二日隨

とする寺格が示されているが、これは「高」が「光」の印刷ミスと思われる。

(二) 公儀寺格

次に、公儀寺格であるが、これは徳川幕府に於ける寺院に対する待遇の上から、
次のような掟めがあった。それは、

一、両本山―永平寺・總持寺を指す

二、大僧録―総寧寺・龍隱寺・大中寺・可睡斎を指す

三、特別寺院―江戸吉祥寺・同靈運寺・長崎皓台寺を指す

四、朱印寺独体格

五、朱印地総体格

が挙げられる。「宗門寺格」「公儀寺格」の各五種の寺院には、それぞれの寺格相應
の勤めと待遇があった。次に、「公儀寺格」の寺院の掟を『洞門政要』で見ると、
大本山總持寺では、

一、勅許曹洞宗出世之本寺輪番地現住山紫衣

能登 總持寺

一、住職御禮無之

一、御年礼二月十五日、三年一度宛以代僧御礼、御白書院御次一同、献上束一

卷

一、御暇、於僧間、寺社奉行申渡、時服二拜領之（取渡）九年一度宛直參

一、御年礼直參御礼之節者、於御坊白書院独礼御闕之内二疊目、献上三束二卷

一、御暇、於抑之間、老中被仰渡、時服六拜領之（広蓋にて引）

一、御代替御礼、於御白書院、献上三束三卷

一、御暇、於抑之間、時服六拜領之

一、納経拜礼相勤、御施物百五拾貫文頂戴之

とある。関三利にも掟があつて、このように住職の任命・御礼・年俸・代替質体や
納経・献上品・拜領物といった細部にわたり、厳重な区別があつた。

改めて朱印地について説明すると、朱印状を附帯する寺院の領地をいい、その文
言によつて、

ア、土地より收穫するものを保証する

イ、土地または地上物の領得権を寄附するもの

ウ、地上の木・竹などの伐採を許可したり、人足の課役を免除するもの

エ、寺領に徴税の役人または犯人を逮捕する

役人が立ち入らないことを保証したもの

の、四つに分類することができる。朱印地住職は、この恩典に報いるために、

ア、住職礼体 (住職新命のとき、御礼に登場する)

イ、御礼体 (毎年あるいは七年ごとに年体に登場する)

ウ、納経拜体 (將軍薨去のとき、納経拜体に登場する)

エ、御代替御礼 (將軍代替のとき、御礼に登場する)

オ、御朱印改 (將軍代替のとき、御朱印改めのために登場する)

と、それぞれの奉仕があった。

(三) 朱印寺院

參河国額田郡深溝之内当寺領三拾五石 寄附之上者 永全可^ニ寺納^一并末寺門前

境内山林竹木等 為^ニ守護^一不^レ入^レ之状如^レ件^ニ

慶長十五年四月廿日

御黒印^(家康)

本光寺

とあり、この場合、家康からの発給は黒印状である。本光寺に対して領有権を認め
たもので、証文地とも言えるものである。江戸時代には寺社が証文によって、一定
の土地・山林・屋敷等の支配権、そこからの年貢課役の徴収権等を許可確認された
ものである。この黒印・朱印状は今川氏親(一四七一(文明三)〜一五二六(大永
六)年)が発給したのが始まりと言われている、のち織田信長・豊臣秀吉・徳川家
康が、特にその政治法令的文書にこの様式をとったため、それらの政治的権力を背
景とするこの書状の政治的効力が増大していった。この書状には、売買・質入を禁
じている。

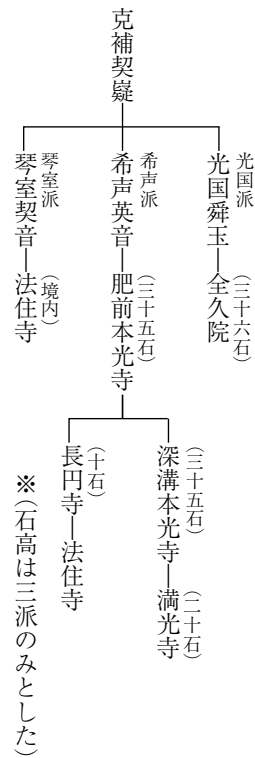
次に、この瑞雲山本光寺は、どのような寺院であるか。法系を見ると、曹洞宗太
源派に属していて、その法系は、

- 大本山 太源六派總持寺
- 總持寺開山 五山普藏院開山 大洞院開山
- 瑩山紹瑾—峨山韶碩—太源宗真—梅山開本—恕仲天間—喜山性讚—茂林志繁
- 龍隱院開山

19	近江国	三	一〇二五石一斗余
18	常陸国	五六	七二二石三斗八升余
17	下総国	三三三	三三三石四斗余
16	上総国	一一二	五四九石八斗余
15	安房国	一九	六七二石二斗余
14	武蔵国	一九七	二六九〇石七斗余
13	相模国	七五境内一	六九石九斗
12	伊豆国	四	六九石九斗
11	甲斐国	三五境内三	五四〇石八斗二升余
10	駿河国	三四	三六七石五斗余
9	遠江国	二四九境内一	二四六〇石八斗余
8	尾張国	一	一三九石余
7	三河国	六一境内一	八六九石五斗余
6	伊勢国	〇	〇
5	摂津国	境内一	〇
4	和泉国	〇	〇
3	河内国	〇	〇
2	大和国	〇	〇
1	山城国	〇	〇

泉龍院開山 開庵三派
—盧岳洞都—開庵道見—字崗祖文—克補契疑

となり、克補契疑和尚から三派に別れている。克補契疑以後は、



となり、開庵三派は泉龍院・龍隱院・大洞院・總持寺と輪住を行っている派である。

全国朱印地概要

曹洞宗の全国朱印地数・石高数を見ると、⁸⁾

20	美濃国	二	五〇石
21	信濃国	四	七九二石
22	上野国	七〇	一六九四石五斗
23	下野国	三七	六四六石五斗余
24	陸奥国	一四	三四三石三斗
25	出羽国	一三	一四〇〇石四斗余
26	若狭国	〇	〇
27	越前国	〇	〇
28	越後国	二	二五八石
29	佐渡国	〇	〇
30	播磨国	四〇六	一五九石六斗
31	美作国	〇	〇
32	備前国	〇	〇
33	備中国	〇	〇
34	丹波国	一	二四石二斗余
35	但馬国	〇	〇
36	伯耆国	〇	〇
37	石見国	〇	〇
38	紀伊国	〇	〇
39	讃岐国	〇	〇
40	豊前国	〇	〇
41	豊後国	〇	〇
42	肥前国	(一)境内一	石高一五九一七石
計	寺数九九三		

とあり、朱印地は徳川氏の旧領地に多い。即ち、三河・遠江・駿河・甲斐・信濃・武蔵・相模・上野・下野・常陸・下総・上総・安房の十三箇所に限られたかの観がある。また、最後の肥前の国で(一)とあるのは瑞雲山本光寺の事と思われる。この(一)はどちらが本寺であるか、三河の深溝本光寺と迷った為であると思われる。他の地にも譜代大名で転封した為、記載されなかった寺院もあると考えられる。また、境内一とする寺院は長崎寺町にある特別寺院である皓台寺のことと思われる。その寺は平戸の僧龜翁良鶴が今の長崎市筑後町に笠頭山洪徳寺を建立した。これが皓台寺の起源としている。また、元和元年(一六一五)佐賀玉林寺住持一庭融頓が伝法開山となつている。慶安元年(一六四八)に幕府は境内除地の朱印を下して、官寺格の扱いを受けている。これはキリスト教との関係が大きく影響している。

次に、朱印状受領の宗派別・寺数・石高を示すと、

	宗派	寺数	石高
1	真言宗	一一三二	六二六一七三〇
2	曹洞宗	九九三	一五九一七六〇
3	臨済宗	四七一	二五六一一五六
4	天台宗	三八八	七五四三〇二四
5	浄土宗	三六八	二五一〇五二〇
6	日蓮宗	一五六	五三二七五〇
7	時宗	七五	二七五七五〇
8	真宗	四四	一四四六五〇
計	三六二七		二一四二二三四〇

となつている。

(四) 朱印状

朱印を受給した後は、將軍の代替・継目の毎に新たな朱印状を与えてそれを確認している。これを朱印改めといつている。その証は次のものがある。それは、

寺領三河国額田郡深溝之内參拾五石事任其慶長十五年四月廿日先判之旨「永不可有相違」之状如件

元和三年三月十七日

御朱印_(秀忠)

本光寺

とあり、慶長十五年四月廿日とは前述した徳川家康からの黒印状の年月日をさし、この朱印状の発給は、徳川將軍台徳院秀忠から深溝本光寺に与へた寺領安堵状であり、また、次の朱印状は¹⁰⁾

当寺領參河国額田郡深溝之内三拾五石事任慶長十五年四月廿日元和三年三月十七日両先判之旨「永不可有相違」者也仍如件

寛永十三年十一月九日

御朱印_(家光)

本光寺

となり、慶長十五年四月廿日元和三年七月十七日を確認したとする大猷院家光の朱印状である。これは二代將軍秀忠、三代將軍家光から寺領を公認した文書である。

この「朱印状」について本光寺の輪住寺であつた泉龍院史を見ると、継目朱印控

である『御朱印社領写』(天保十年調査)によると、前述したように曹洞宗の朱印寺院は九三ヶ寺で合計一五九一七石六斗余もの石高としている。この中の一例として泉龍院の輪住歴代伝に残された文書を見たい。

それは、

三十九世 義岫恕孫

本光寺快翁法嗣同時に住持し、龍溪及当院に輪住

慶長六年春幕府より従来の寺領証文出府持参すべき御達により出府

四十世 本州遵東

永住寺月伝法嗣奥平貞能の帰依で上州宮崎に永住寺を創めて住し当院に輪住

慶長七年六月幕府より先規菅沼新八郎寄附の主意に任せ御朱印を下さること

となり、同八年春出府して大洞村の御朱印を頂戴した。

とあるのは、まず三十九世の義岫恕孫和尚が慶長六年に幕府から朱印状の申請をし、四十世が慶長八年に朱印状を受取っている。この場合発給まで三年を要している。

四十七世 天仙宗堯

慈光寺玉転法嗣全久院の住持となり、当院の輪住を勤め、後慈光寺に住持し、

龍溪に輪住した。別号天山。元和元年春御朱印書替の沙汰を受け、同三年春先

規の通頂戴した。

と、この場合も三年で発給を受けている。

また、寛永十三年に、

五十七世 一翁全牛の時に、

春坊朱印書替で出府同十四年再出府頂戴。

となっている。この御朱印状は臨時又は將軍代替每に行い、前代の御朱印を継目追認している。朱印改は、寛文五年七月十一日を初めとしてその後、代替每に行われている。それは、

①寛文五年七月十一日 四代巖有院家綱。

②貞享元年七月七日 五代常憲院綱吉。

③正徳元年三月十一日 六代文昭院家宣。

④享保三年七月十一日 八代有徳院吉宗。

⑤延享四年八月十一日 九代惇信院家重。

⑥宝暦十二年八月十一日 十代俊明院家治。

⑦天明八年九月十一日 十一代文恭院家斉。

⑧天保九年九月十三日 十二代慎徳院家慶。

⑨安政四年(不明) 十三代温恭院家定。

と、この代替每に行われている。以下①から⑨までを示すと、

①七十二世 石雲栄轍

長円寺透関の法嗣で同寺に住し、当院に輪住。寛文五年御朱印書替にて出府

頂戴。(四代家綱)

②八十二世 處霊恩竹

貞享二年御朱印書替にて頂戴。(五代綱吉)

③九十七世 寂光観中

(正徳)二年正月廿五日御朱印継目江戸に出発、三月廿七日帰仙。(六代家宣)

④九十九世 白翁虎仙

本光寺神鼎法嗣同時住持し当院に輪住。

享保三年御朱印継目にて頂戴。(八代吉宗)

⑤百十三世 大実純貞

延享四年御朱印書替頂戴。(九代家重)

⑥百十九世 大実純貞 百十三世再任

宝暦十一年正月御朱印継目にて江戸に出立。二月廿日帰山。

⑦百廿一世 仙翁慧覚

宝暦十三年十一月四日御朱印頂戴。島田氏屋敷に罷出廿五日帰山。(十代家治)

⑧百卅三世 隆国仙梁 百廿四世再任

天明七年九月下旬。御朱印改に付江戸へ下り同写を指上げ帰山。

⑨百卅四世 舜翁大耕

寛政元年十一月十一日御朱印頂戴。録山に立寄り極月帰山。(十一代家斉)

⑩百五十八世 瑞巖燕石 百五十二世再住

天保九年四月御朱印継目に付東都に出府同六月下旬帰寺。

⑪百五十九世 朴道現成

天保十一年十一月廿日御朱印頂戴に出府。同十二月十七日帰院。(十二代家慶)

⑫百六十六世 哲心嶺海

嘉永七年八月廿一日御朱印継目にて出立。吉田泊人足野田村より継始め、両掛貫メ相改二連木全久院同道にて伴僧一人、同月晦日江戸著。神田富山町二丁目木戸口房州屋新介に旅宿。九月朔日休足、二日可睡齋相済添簡申受。月番青山屋舗へ著届、月替りにて十九日早朝本田中務大輔宅へ窺六ツ半時御朱印寺参の者は本門より首尾能相済。廿三日江戸出立。

⑬百六十七世 郁翁憲鳳

全久院智法嗣同院住持の後輪住する。安政二年御朱印頂戴。

とあり、この場合の朱印改を見ると、嘉永七年(一八五四)に江戸の本多中務大輔宅に朱印申請を提出したとある。この本多中務大輔とは、諱忠民^{ただもと}で三河国岡崎藩五万石の本多美濃守と思われる。この人は奏者番兼寺社奉行ではないか。寺社奉行は譜代大名の中から選ばれ、寺社奉行は將軍直属の役であった。奏者番の中から四名が選ばれ、兼帯するのが慣例となっている。奏者番が本役で寺社奉行が加役であった。専用奉行所は設けられず自邸を役宅として、評定所より派遣された吟味物調役・家士を政務に当たらせていた。寺社奉行退任後は大城城代・京都所司代を経て、老中へ昇任する道が開かれ、五万石から十万石相当の譜代大名が任命されることが多かった。この職は重要な身分で、寺社・町・勘定奉行の中で、寺社奉行が最上位であった。

最後であるが、

⑭百六十九世 百柄階千

永住寺階麟の法嗣同寺を継ぎ当院及龍溪院輪住

安政六年九月十一日御朱印継目に付東都へ出府。霜月廿一日帰山。頂戴の節は名代にて出府願置。

⑮百七十世 祥巖仙瑞

文久二年春御朱印御下に相成趣島田家役人より申来る現住病氣に付代つて興禪寺出府滞りなく頂戴した。

とある。

これは全国的に見た朱印地は徳川氏の旧領地に多く、これ以外は譜代大名で転封した例がみられる。また、宗派別では曹洞宗は真言宗の次で九九三ヶ寺である。朱印改では寺領安堵状の受給状況では本来、本光寺のそれを見るべきであるが、本寺泉龍院の寺史の中「輪住歴代伝」を見ると、家綱から九代の代替毎に実行されている。それに聞庵三派での朱印改の書類は泉龍院の提出時に一緒に出されたものと思われる。

(五) 寺名変更

『日記』寛文十三年一月二十二日の条に、次の手紙の記載が見られる。それは島原藩家老松平勘解由、板倉八右衛門の二人から、三河深溝源光寺住職会禪和尚にあてた手紙がある。それは、

八右衛門、勘解由方より源光寺へ遣候書中文言

とあって、第一に源光寺は本光寺として朱印状を受領している寺院であるとし、元の寺号本光寺に改めたいという義はもつともな事と思う。島原本光寺覚田和尚は、両寺共に松平家の位牌を祀る御牌所があり、同寺号共に同じとする他寺院も多い。この例は大旦那の意志次第である。とし、

右御条目留書覚

覚

一、源光寺を改本光寺ニ申付候、其故ハ寺領之御朱印二本光寺と有之ニ付而也、左候へハ自今以後ハ島原之本光寺三州之本光寺と可申事

一、島原本光寺之本光寺末寺等并寺法之用之事、当地遠方故不如意ニ候間遠境

二居候内諸事三州之本光寺相計可然と***

一、右両寺之住持不慮ニ闕候節伝法候事、島原本光寺ハ三州本光寺ニ而継可申

候三州本光寺ハ島原本光寺ニ而繼可申候、若両寺之住持闕之節師且又相談之上ニ而先規之例無相違様ニ可被相計事仍如件

寛文十二年^{壬子}十一月

三州深溝本光寺住

会禪和尚

とある。これは、寺領の朱印があるゆえ今後島原本光寺・三州本光寺とすべきである。さらに両寺共遠方にあるので良く相談すべきである。また、両寺共住持を欠する場合、島原本光寺は三州本光寺を継ぐこと。また、この反対も考えられるので、その時は両寺良く相談すること。この後寛田和尚は寛文十三年十一月に三州本光寺に説明に藩船で出かけ、四ヶ月後に帰国している。

それではいつの時代に寺号が変更されたのか。それは「何れの歳に本光寺、源光寺と改めたか知らず。(これは家忠が忍に封ぜられ寺を二と為す。其の一は深溝に在り、其の一は忍に在り。此の時は二寺の号も同じくするに以て、忍に在るものは本光寺、深溝に在るものは源光寺たるなり)」。これは幕府が朱印を發給するにあたり、寺社奉行においても源光寺とするものがなく、寺名変更の通知を怠った為に、これが問題となると朱印取り消し等になると考えたのか、忠房はこれを聞いて元の名に復している。これは譜代大名として、転地が多く、家忠の時、徳川氏の関東移封に際して武蔵国忍城主となり、一万石を領している。天正二十年下総国小見川城主となり、さらに、慶長十七年に家忠の子息忠利が吉田城に移封せられた。寛永九年忠房は碧海郡刈谷に転地。慶安二年丹波国天田郡福知山に。寛文九年肥前高来郡島原に転地。寛延二年下野国芳賀郡宇都宮に。安永三年再度肥前国島原に転地と、八回の転地を繰り返して、その菩提寺も一緒に行動するので、その跡を調査するにも大変である。

二、領外の機構

島原藩には飛地として豊前国宇佐郡四十八ヶ村一万四五百八十八石余と、豊後国国東郡五十ヶ村一万四〇五九石余の計二万八千六百七十七石余がある。豊後国国東郡高田町に

陣屋を設置。村方は次のように支配している。代官―大庄屋―(小) 庄屋―組頭。預所として寛政四年(一七九二)以後、豊後国大分郡三二〇〇石、豊後国速見郡一万二〇〇石がある。預所の速見郡高松村に役所を置き、番頭並次、郡方勘定奉行、大横目、訓導、物頭、御旗奉行、御長柄奉行、御馬廻、御中小姓、医師、外科、与力を派遣している。

この島原藩域は豊後、豊前は別として、鎌倉時代以来有馬氏が支配していた。直純(晴信の子)が慶長十九年(一六一四)宮崎延岡に転封するまで続いている。元和元年(一六一五)この地に入った松倉重政によつて居城を島原に移し、その子勝家が島原の乱の責任を負つて改易されるまで、二代二十二年の治世が続いた。松倉氏の時代は有馬氏の日野江城、原城にかつて島原が政治・経済・文化の中心となつていたが、二十二年間に領域の半ばが亡地となつていった。

この亡地の復興と対外・キリシタン政策の第一の当事者である長崎奉行の支援のため、寛永十五年(一六三八)譜代大名で「御公儀目付」といわれた高力忠房が入部するが、これもまた、子の高家が寛文七年(一六六七)に改易された。

これが二代二十九年間であった。その後一年余の後の寛文九年(一六六九)、徳川幕府は京都福知山城主松平忠房を島原に移して深溝松平島原藩となった。寛延二年(一七四九)から安永三年(一七七四)の二十五年間宇都宮戸田氏との交換を除いて明治の廃藩置県まで島原に続いていた。

(一) 宇佐八幡宮の朱印地

宇佐八幡宮とは、全国四万余の八幡宮の総本宮(宇佐市南宇佐字亀山二八五九)。宇佐の地方神であつた八幡宮が八世紀には朝廷と結びつき、国家神までになった。応神天皇・神功皇后を祀る。飛鳥時代から朝廷の崇敬をうけ、奈良時代には護国家の神として厚く崇敬された。貞観元年(八五九)に山城国に石清水八幡宮が勧請され、弥勒寺と強く結びついて、九世紀末に宇佐宮・弥勒寺の莊園拡大とともに全国に八幡宮が伝播した。また後に鎌倉に鶴岡八幡宮が祀られて弓矢八幡として、武士に信仰された。その結果、九州各地に宇佐宮の莊園も共に拡大し、宇佐一万六千

町歩・弥勒寺領八千町歩との記録が見られる。また、島原半島の愛野の近くにも荘園があったと言われている。

その後、荘園は武士に横領され、室町末期には豊前・豊後・筑前に辛うじてその跡をとどめたが、豊臣秀吉の九州征伐で没収、破壊されている。天正十七年(一五八九)黒田長政が三百石、細川忠興と合わせると千石が寄進されている。また、慶安三年(一六四六)に徳川家光が千石の朱印地を与えている¹²。それは、

豊前国宇佐八幡宮者朝廷鎮護之宗廟源家尊崇之靈場也祭祀雖久戸中繼今尋旧例益敬神德依之於当国宇佐村之内都合千石^{御目録}事新令寄進訖永不可有相違者也專此旨神前之諸役国家之祈念弥無怠慢可令勤仕之状如件

正保三年十一月十五日

御朱印^{家光}

と、このように正保三年(一六四六)小笠原藩(中津藩)所領から千石ひきのいて宇佐宮朱印地が成立した。しかし、明暦三年(一六五七)から小笠原藩と宇佐神宮とのトラブルが続いた。

(二) 九州の政治地図

熊本に加藤忠広の改易が寛永九年(一六三二)に決定し、九州の政治地図を大きく塗り替えている。徳川権力から遠く離れた九州は幕府による改易・転封の影響を受けることは少なく豊臣期の体制の名残を残していた。徳川譜代大名は、豊後日田に元和二年(一六一六)に入封した石川忠総(六万石)の一人であった。

寛永九年(一六三二)十月熊本城請取の為、老中の稲葉正勝と四人の大名とが、九州動勢を見て帰国していった。その後、大規模な九州転封が決せられ寛永九年十月四日、細川氏が熊本藩主として転封になると、旧細川藩領は小笠原一族(家康の外孫)四家で分領することになる。これは、

小倉十五万石・小笠原忠真

中津八万石・小笠原長次(忠真の甥)

杵築四万石・小笠原忠知(忠真の弟)

隴王(安心院)三万七〇〇石松平重真(忠真の弟、松平養子)となり、加藤氏の改易で東九州における徳川幕府の勢力を塗り替えている。

(三) 法度と守護不入の葛藤

幕府は小笠原藩(中津藩)の命を奉じない宇佐大宮司を罰して藩の朱印地支配を認め、宇佐宮はこれに納得できず、島原藩が宇佐の地を寛文九(一六六九)年から支配するようになると、直に宇佐宮は島原藩の宗支配権排除に努力を集中したようである¹³。それでは島原藩の対応はどうであったかみたい。『世紀』に、

寛文十一年(一六七二)幕府新令(偽薬を販り、諸物を控し、工価を貴くするを禁ずるの三条)を布く。公(忠房)榜書(立札)を宇佐に贈て之を揚げしむ。大宮司拒みて受けず。主膳竊かに江戸に赴き寺社奉行に就きて公の名を除きて自ら署せんことを請う。其の指揮未だ下らざるの際、高田庁吏に命じて宇佐人民の我が封内に入るを禁ず。

と、これは忠房がこの時江戸にいたので、非常に怒り、老中からの指揮が下らないうちに、忠房は高田役所に命じて、千石の朱印領を封鎖してしまった。これは主膳が島原藩の名で立札を立てなかったためである。

延宝三年(一六七五)三月二十七日寺社奉行小笠原長矩は到津主膳長矩をその邸に召し、二大宮司に閉門謹慎の処罰を命じている。しかし、四月十九日に忠房は宇佐に書を送って大宮司の罪を責めている。その後は『世紀』によると、

四月十九日、公老中の指揮に依つて書を宇佐に遣わし、大宮司を罰するの状を告ぐ。其の文に曰く、「余往年命を奉じて新令の榜書を贈りしに、二大宮司之を受けず、到津主膳宮成弾正と謀り、竊かに江戸に往きて之を訴え、其の還るや恣のままに寺社奉行の連署の書を請う。是れ自己の意を張りて成憲を顧みざるもの、其の罪の一つなり。(中略)自今宇佐の人民の我が封内に入るを許す。

として、二大宮司が閉門謹慎という罰を受けたので島原藩の宇佐神領封鎖はこれによって解除された。

その後『世紀』、延宝七年二月二日の条に、

宇佐の祠大瓦祭を行う。祝部左近衣冠を着して儀場に臨む。左近は去歳其の職を免ぜられ神事に預るを禁ぜられし者なり。公之を聞きて怒る。是より先宇佐の神事宝器を失い、跡は其の子右近に係る。公祝司の故を以て究治せず父子を併せて流に処し(左近を大矢野に、右近を湯島に流す)、其の家を藉没す。

と、この『世紀』延宝七年二月二日に祝部左近は閉門中の身でありながら、大瓦祭に衣冠を正して出席した左近の行状を知った島原藩主は、怒って父子を遠島の処分している。左近は天草大矢野、右近を湯島に流し、祝部を闕所としている。この閉門から流刑と一等上の重罰としている。

延宝七年七月十九日に江戸寺社奉行より祝部左近、その子右近に遠島の処分が出た。祝職は到津采女(小山田内膳の子)に継がせた。その後、采女は官位を得る為に京都烏丸家はその官位を申請したが、守護の推薦がないので受理できないとのこと、采女は島原に来てお願いして官位を得ている。これも法度の影響と思われる。

『日記』の、

貞享三年十月三日の条

一、宇佐大宮司宮成弾正、宇佐神領御朱印為頂戴被召寄今晚申刻参着申候、御朱印為頂戴参候付仕シ料理ハ不被下候、明晩登場可仕旨被仰付候事

貞享二年十月四日の条

一、宮成弾正今日御前へ罷出御朱印頂戴仕候并自分之御礼匏一折指上申上候、御勝手ニて御料理被下団竹右衛門相伴被仰付候、通中小姓衆罷出候
一、右御朱印頂戴之節殿様御上下御着被遊候弾正儀装束ニ而罷出ル、取次酒井彦太夫麻上下着勤之候老中裏付御上下着并郡奉行裏付上下着仕候、御通ハ羽織ニ而相勤ル中之間出仕之衆不、残留リ相詰候、謹衆居合候分御書院ニ相詰候

と、これは貞享二年九月二十九日に將軍綱吉の朱印改が下りたと、島原から高田役所に知らせがあり、すぐに宮成公恒が島原に発足して朱印改を受領している。

宇佐宮が持つ「守護不入権」が次のように改められた。それは、

(1) 朱印改は島原藩に下り、大宮司が島原まで出張してこれを受取る。

(2) 島原藩の公式文書に宇佐宮朱印改は、島原藩「領内」である文言があること。
(3) 宇佐宮朱印領内の処罰権(大宮司・社人・社僧)は島原藩が持つこととなっている。

むすび

江戸時代になると、幕府は社寺の無力化を図り、社寺統制を意図し特権を抑制する方針をとっている。この特権とは、鎌倉・室町時代に守護の支配を受けず、租税を免れ、罪人逮捕のための武士の立入を許されない地域をいい、社寺の特権であった。南北朝時代になると、武士の進出があり、その支配下に入ることが多くなった。この特権を抑制する方針は、変らず徳川家康は金地院崇伝・板倉勝重に社寺のことに掌することを命じている。慶長六年(一六〇一)高野山を最初として、諸本山の法度を制定し、神社・神官については、慶長八年(一六〇三)の伊勢法度を初めとして、個別的に法度を定めている。寛文五年(一六六五)に諸宗寺院法度・諸禰宜神主法度を制定し、従来の個別は法度を整理統一して普遍的なものとしている。これによって、宗教は政治的干渉と取締の任に当たる寺社奉行の統制に完全に伏することとなった。

徳川幕府にとって、天皇・朝廷をどう位置づけるかは重要な課題であった。朝廷は武力を持たないとはいえ、豊臣氏・西国大名・社寺と組めばやっかいな存在であった。また、社寺は朝廷と関係深いものであり、その権威を仰ぎ、幕府を軽視する傾向にあった。『当代記』によると、慶長十四年(一六〇九)には女房衆(天皇と関係あった)と公家衆の乱行が問題となり、後陽成天皇が家康に捜査・裁判権を委任している。こうした状況をふまえて慶長十八年(一六一三)六月十六日には公家達に対する「公家衆法度」が出されている。

注

1. 島原市教育委員会より翻刻資料集を刊行中(平成二十年)。
2. 1と同じ(平成七年)。

3. 横関了胤著『江戸時代洞門政要』(仏教社、昭和十三年)第三編 寺格。
4. 本光寺常盤資料館蔵。
5. 1と同じ。
6. 1と同じ。
7. 徳川義宣著『徳川家康文書の研究』第二輯(吉川弘文館、平成十八年)。
8. 1と同じ。
9. 7と同じ。
10. 7と同じ。
11. 『世紀』巻八。
12. 大分県資料宮成文書所蔵。
13. 中山重記氏「宇佐宮朱印領の支配権について」(『大分縣地方史』八〇・八一号、一九七五年)に示されたもの。

(かたやま はるかた 駒澤大学名誉教授)